

衆議院第十三回国会地方行政委員會議録第九号

昭和二十七年二月二十一日(木曜日)

出席委員
委員長 金光義邦君

理事大泉 寛三君 理事河原伊三郎君
理事野村專太郎君 理事門司 亮君

○金光委員長 これより会議を開きます。

○国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)
治安状況に関する件

まず去る十九日に本委員会に付託されました国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず政府より提案理由の説明を聴取いたしました。保利政府委員。

国會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

國会議員の選舉等の執行費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

区市町村	投票日	投票区 選挙人 数		区		市		町		村	
		平	日	土	曜	日	平	日	土	曜	日
五百人未満	三、七五五	五、二四九	五、二四九	六、五六九	三、五一	四、八〇三	五、九五五	二、五九五	三、三一九	三、九六三	又は 休日
一千人未満	四、一四八	五、八九一	七、四三二	三、八五五	五、三七四	六、七一八	六、七一八	二、九〇七	三、八一二	四、六一七	又は 休日
二千人未満	五、五六一	七、五五三	九、三一三	五、一四九	六、八八五	八、四二一	三、七二七	四、六三一	五、四三七	五、四三七	又は 休日
三千人未満	六、七二四	八、九六五	一〇、九四五	六、二二三	八、一六六	九、八九四	四、六五九	五、七四五	六、七二一	六、七二一	又は 休日
五千人未満上	八、四四七	一〇、九三七	一三、一三七	七、七九七	九、九六七	一一、八八七	六、〇五二	七、三一八	八、四四五	八、四四五	又は 休日
一万五千人未満上	一〇、六四三	一三、六三一	一六、二七一	九、八一五	一二、四一九	一四、七三三	七、五二三	八、九七一	一六、一三二	一六、一三二	又は 休日
一万五千人未満上	一三、九八二	一七、七一七	二一、〇一七	一二、八七七	一二、八七七	一六、一三二	一九、〇一二	九、九〇七	一九、〇一二	一九、〇一二	又は 休日
二万以上	一九、四三三	二四、九一一	二九、七五一	一七、八五五	二三、六一九	二六、八五三	一三、六六七	一六、三八二	一八、七九七	一三、三二七	又は 休日
二万以上	二五、二七七	三一、七四七	三九、三四七	一一三、一八七	二九、六九七	三五、四五七	一七、四二七	一一、〇四七	二四、二六七	二四、二六七	又は 休日

同條第二項の表を次のように改める。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選管委員会関係諸命令の廢止に関する法律案（内閣提出第七号）
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案（内閣提出第八号）

一五 千人 未以 满上	二、二二一	三、八六四	五、四〇四	一、八四八	三、三六七	四、七一	一、一一〇	二、〇一五	二、八一〇
二千 人未以 满上	二、四二四	四、四二六	六、一七六	二、一二二	三、八四八	五、三八四	一、一一〇	二、〇一五	二、八一〇
三千 人未以 满上	二、七二七	四、九六八	六、九四八	二、三七六	四、三三九	六、〇五七	一、三三三	二、四一八	三、三八四
五千 人未以 满上	三、〇三〇	五、五一〇	七、七二〇	二、六四〇	四、八一〇	六、七三〇	一、五五四	二、八二	三、九四八
一万 千人 未以 满上	三、六三六	六、六二四	九、二六四	三、一六八	五、七七二	八、〇七六	一、七七六	三、二二四	四、五二二
一万 五千人 未以 满上	四、五四五	八、二八〇	一、五八〇	三、九六〇	七、二一五	一〇、〇九五	二、二二〇	四、〇三〇	五、六四〇
二万 人以上	六、六六六	一、二、一四四	一、六、九八四	五、八〇八	一〇、五八二	一、四、八〇六	三、三三〇	六、〇四五	八、四六〇
二 万 人 以 上	九、〇九〇	一六、五六〇	一三、一六〇	七、九二〇	一四、四三〇	一〇、一九〇	四、四四〇	八、〇六〇	一、二八〇

第五條第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙人 数	区市町村	区	市	町	村	区	市	町	村
五百 人未 満	三一五 円	二一五 円	一、千人 未 満	四、八八二 円	四、八八二 円	四、五五二 円	三、五二一 円	三、九五八	七、〇一〇
一千 人未 満	二一五 円	二一五 円	二千 人未 満	五、七一八 円	五、七一八 円	五、三〇六 円	三、九五八	七、二二四	一〇、三五四
二千 人未 満	三二五 円	三二五 円	三千 人未 満	七、八四二 円	七、八四二 円	九、五三三 円	七、〇一〇	九、一四三	一、三、四九四
三千 人未 満	五三 人未 満	五三 人未 満	五千 人未 満	一〇、三五四 円	一〇、三五四 円	一、五、九三四 円	一、五、九四七	一、五、九二九	一、七、四〇一
五千 人未 満	六二五 円	六二五 円	一万 五千人 未 満	二一〇、五四〇 円	二一〇、五四〇 円	二、一、六五二 円	二、一、六五二 円	二、一、五五五	二、一、四九四
一万 五千人 未 満	七七五 円	七七五 円	二万 人未 満	三二、六三八 円	三二、六三八 円	一、一、四六八 円	一、一、四六八 円	一、一、三八二	一、一、〇二五
二万 人以上	一、二二五	一、二二五	二万 人未 満	三〇、〇〇一 円	三〇、〇〇一 円	一、一、〇二五 円	一、一、〇二五 円	一、一、〇二五 円	一、一、〇二五

同條第三項中「九百四円」を「千五百三十四円」に、「八百円」を「三百三十六円」に、「六百九十六円」を「千百二十円」に改め、同條第五項中「四級地にあつては三百六十円」の下に「五級地にあつては三百五十円」を加え、「百八十円」を「三百円」に、「二百二十五円」を「三百七十五円」、「二百七十円」を「四百五十円」に、「三百十五円」を「四百九十円」に、「三百六十円」を「五百二十五円」に改める。

同條第六項の表を次のように改める。

同條第三項中「九百四円」を「千五百三十四円」に、「八百円」を「三百三十六円」に、「六百九十六円」を「千百二十円」に改め、同條第五項中「四級地にあつては三百六十円」の下に「五級地にあつては三百五十円」を加え、「百八十円」を「三百円」に、「二百二十五円」を「三百七十五円」、「二百七十円」を「四百五十円」に、「三百十五円」を「四百九十円」に、「三百六十円」を「五百二十五円」に改める。

同條第二項の表を次のように改める。

同條第四項の表を次のように改める。

区市町村	開票日	日曜日又は休日	開票區 選舉人 數	一千人未滿	二、二一〇円	一、九二〇円	一、一二七円	日曜日又は休日	日曜日又は休日	日曜日又は休日
			区	市	町	村	村	町	市	区
三万人以上	一千人未滿上	二千人未滿上	三千人未滿上	四、九七八	三、九七八	三、四五六	一、九三二	一、二八八	一、九二〇円	二、六五二
三万二人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	四、八六二	六、一八八	四、一二四	二、四一五	一、九三二	一、九二〇円	二、三〇四
三万三人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	八、一七七	八、一七七	五、三七六	三、〇五九	一、九三二	一、九二〇円	二、六五二
三万四人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	八、八四〇	七、六八〇	七、一〇四	四、〇二五	一、九三二	一、九二〇円	二、三〇四
三万五人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	八、八四〇	七、六八〇	七、一〇四	三、〇五九	一、九三二	一、九二〇円	二、六五二
三万六人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	八、八三二	七、六八〇	七、一〇四	四、〇二五	一、九三二	一、九二〇円	二、六五二
三万七人以上	一万五千人未滿上	一万五千人未滿上	五千人未滿上	五、七九六	四、九九一	四、三四七	三、〇五九	一、九三二	一、九二〇円	二、六五二

同條第六項中「六百六十六円」を「七百二十円」に改める。
第六條第一項中「十一万二千八百円」を「十二万四千五百二十八円」に改め、同條第二項中「四十二万八千四百四十六円」を「五十二万二千三百六円」に改める。

同條第六項中「六百六十六円」を「七百二十円」に改める。
第六條第一項中「十一万二千八百円」を「十二万四千五百二十八円」に改め、同條第二項中「四十二万八千四百四十六円」を「五十二万二千三百六円」に改める。

同様第四項中「四級地にありては
一万二千六百円」の下に「五級地
にありては二万一千円」を加え、
「六千三百円」を「一万五百円」に、

「七千八百七十五円」を「一万三千
百「十五円」に、「九千四百五十円」
を「一万五千七百五十円」に、「一
万一千二十五円」を「一万七千六十一

五円に一千六百円を万八千三百七十五円に改める。

第八條の表を次のよう改める

候補者數	選舉	衆議院議員選舉又は參議院地方選出議員選舉	參議院全國選出議員選舉
十	四	人	未
四	人	未	滿
一	人	以	上
			三三二
			三一六
			四

同條第一項中「[百四十四田]」を「[四百十四田]」に、「[二百六十四田]」を「[三百六十一田]」に、「[百二十五円]」を「[三百一円]」に改める。

同條第三項及び第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第七項を同條第五項とし、同條第六項を同條第七項とし、「四級地」にあつては百四十四田」の下に「五級地」にあつては「二百四十九田」を加え、「七十二田」を「百二十田」に、「九十円」を「百五十円」に、「百八田」を「百八十四田」に、「百一十六田」を「百九十五田」

に、「百四十四円」を「百十円」に改め、同項を同條第六項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 演説会が土曜日の午後（土曜日
の昼間で午後零時三十分以降をい
うものとする。以下同じ。）又は
日曜日若しくは休日の昼間に行わ
れる場合の基本額は、夜間の基本
額によるものとする。

第十條第一項の表を次のように改
める。

学校以外	昼間	三、二九五、四、三九八、三、二七五、四、二三七、三、二四五、四、〇五一
	夜間	四、五七五、四、五七五、四、四一四、四、一四四、四、一二八、四、二二八

同條第二項を次のように改める。

2 立会演説会が勤務地手当を支給する地域において行われる場合においては、区にあつては千百三円、市にあつては九百六十二円、

町村にあつては八百六円に勤務地手当支給率を乗じて得た額を加算する。但し、平日の昼間（土曜日午後を除く）に行われる場合においては、この限りでない。

同條第三項中「第七項」を「第六項」に改める。
第十二條中「四百円」を「七百円」に、「一千三百円」を「二千円」に、「八千円」を「一万三千三百円」に改める。

第一條第一項第一号から第六号までを次のように改める。
第一條第一項第一号から第六号までを次のように改める。

二 都道府県の支庁又は地方事務所	八五、八六五円
三 大都市	一一一、七一〇円

四 区

五 市

六 町村

七 七、五九二円

八 一〇八、三一〇円

九 一〇八、三一〇円

十 一〇八、三一〇円

十一 一〇八、三一〇円

十二 一〇八、三一〇円

十三 一〇八、三一〇円

十四 一〇八、三一〇円

十五 一〇八、三一〇円

十六 一〇八、三一〇円

十七 一〇八、三一〇円

十八 一〇八、三一〇円

十九 一〇八、三一〇円

二十 一〇八、三一〇円

二十一 一〇八、三一〇円

二十二 一〇八、三一〇円

二十三 一〇八、三一〇円

二十四 一〇八、三一〇円

二十五 一〇八、三一〇円

二十六 一〇八、三一〇円

二十七 一〇八、三一〇円

二十八 一〇八、三一〇円

二十九 一〇八、三一〇円

三十 一〇八、三一〇円

三十一 一〇八、三一〇円

三十二 一〇八、三一〇円

三十三 一〇八、三一〇円

三十四 一〇八、三一〇円

三十五 一〇八、三一〇円

三十六 一〇八、三一〇円

三十七 一〇八、三一〇円

三十八 一〇八、三一〇円

三十九 一〇八、三一〇円

四十 一〇八、三一〇円

四十一 一〇八、三一〇円

四十二 一〇八、三一〇円

四十三 一〇八、三一〇円

四十四 一〇八、三一〇円

四十五 一〇八、三一〇円

四十六 一〇八、三一〇円

四十七 一〇八、三一〇円

四十八 一〇八、三一〇円

四十九 一〇八、三一〇円

五十 一〇八、三一〇円

五十一 一〇八、三一〇円

五十二 一〇八、三一〇円

五十三 一〇八、三一〇円

五十四 一〇八、三一〇円

五十五 一〇八、三一〇円

五十六 一〇八、三一〇円

五十七 一〇八、三一〇円

五十八 一〇八、三一〇円

五十九 一〇八、三一〇円

六十 一〇八、三一〇円

六十一 一〇八、三一〇円

六十二 一〇八、三一〇円

六十三 一〇八、三一〇円

六十四 一〇八、三一〇円

六十五 一〇八、三一〇円

六十六 一〇八、三一〇円

六十七 一〇八、三一〇円

六十八 一〇八、三一〇円

六十九 一〇八、三一〇円

七十 一〇八、三一〇円

七十一 一〇八、三一〇円

七十二 一〇八、三一〇円

七十三 一〇八、三一〇円

七十四 一〇八、三一〇円

七十五 一〇八、三一〇円

七十六 一〇八、三一〇円

七十七 一〇八、三一〇円

七十八 一〇八、三一〇円

七十九 一〇八、三一〇円

八十 一〇八、三一〇円

八十一 一〇八、三一〇円

八十二 一〇八、三一〇円

八十三 一〇八、三一〇円

八十四 一〇八、三一〇円

八十五 一〇八、三一〇円

八十六 一〇八、三一〇円

八十七 一〇八、三一〇円

八十八 一〇八、三一〇円

八十九 一〇八、三一〇円

九十 一〇八、三一〇円

九十一 一〇八、三一〇円

九十二 一〇八、三一〇円

九十三 一〇八、三一〇円

九十四 一〇八、三一〇円

九十五 一〇八、三一〇円

九十六 一〇八、三一〇円

九十七 一〇八、三一〇円

九十八 一〇八、三一〇円

九十九 一〇八、三一〇円

一百 一〇八、三一〇円

一百一 一〇八、三一〇円

一百二 一〇八、三一〇円

一百三 一〇八、三一〇円

一百四 一〇八、三一〇円

一百五 一〇八、三一〇円

一百六 一〇八、三一〇円

一百七 一〇八、三一〇円

一百八 一〇八、三一〇円

一百九 一〇八、三一〇円

一百十 一〇八、三一〇円

一百十一 一〇八、三一〇円

一百十二 一〇八、三一〇円

一百十三 一〇八、三一〇円

一百十四 一〇八、三一〇円

一百十五 一〇八、三一〇円

一百十六 一〇八、三一〇円

一百十七 一〇八、三一〇円

一百十八 一〇八、三一〇円

一百十九 一〇八、三一〇円

一百二十 一〇八、三一〇円

一百二十一 一〇八、三一〇円

一百二十二 一〇八、三一〇円

一百二十三 一〇八、三一〇円

一百二十四 一〇八、三一〇円

一百二十五 一〇八、三一〇円

一百二十六 一〇八、三一〇円

一百二十七 一〇八、三一〇円

一百二十八 一〇八、三一〇円

一百二十九 一〇八、三一〇円

一百三十 一〇八、三一〇円

一百三十一 一〇八、三一〇円

一百三十二 一〇八、三一〇円

一百三十三 一〇八、三一〇円

一百三十四 一〇八、三一〇円

一百三十五 一〇八、三一〇円

一百三十六 一〇八、三一〇円

一百三十七 一〇八、三一〇円

一百三十八 一〇八、三一〇円

一百三十九 一〇八、三一〇円

一百四十 一〇八、三一〇円

一百四十一 一〇八、三一〇円

一百四十二 一〇八、三一〇円

一百四十三 一〇八、三一〇円

一百四十四 一〇八、三一〇円

一百四十五 一〇八、三一〇円

一百四十六 一〇八、三一〇円

一百四十七 一〇八、三一〇円

一百四十八 一〇八、三一〇円

一百四十九 一〇八、三一〇円

一百五十 一〇八、三一〇円

一百五十一 一〇八、三一〇円

一百五十二 一〇八、三一〇円

一百五十三 一〇八、三一〇円

一百五十四 一〇八、三一〇円

一百五十五 一〇八、三一〇円

一百五十六 一〇八、三一〇円

一百五十七 一〇八、三一〇円

一百五十八 一〇八、三一〇円

一百五十九 一〇八、三一〇円

一百六十 一〇八、三一〇円

一百六十一 一〇八、三一〇円

一百六十二 一〇八、三一〇円

一百六十三 一〇八、三一〇円

一百六十四 一〇八、三一〇円

一百六十五 一〇八、三一〇円

一百六十六 一〇八、三一〇円

一百六十七 一〇八、三一〇円

一百六十八 一〇八、三一〇円

一百六十九 一〇八、三一〇円

一百七十 一〇八、三一〇円

一百七十一 一〇八、三一〇円

一百七十二 一〇八、三一〇円

一百七十三 一〇八、三一〇円

一百七十四 一〇八、三一〇円

一百七十五 一〇八、三一〇円

一百七十六 一〇八、三一〇円

一百七十七 一〇八、三一〇円

一百七十八 一〇八、三一〇円

一百七十九 一〇八、三一〇円

一百八十 一〇八、三一〇円

一百八十一 一〇八、三一〇円

一百八十二 一〇八、三一〇円

一百八十三 一〇八、三一〇円

一百八十四 一〇八、三一〇円

一百八十五 一〇八、三一〇円

一百八十六 一〇八、三一〇円

一百八十七 一〇八、三一〇円

一百八十八 一〇八、三一〇円

一百八十九 一〇八、三一〇円

一百九十 一〇八、三一〇円

一百九十一 一〇八、三一〇円

一百九十二 一〇八、三一〇円

一百九十三 一〇八、三一〇円

一百九十四 一〇八、三一〇円

一百九十五 一〇八、三一〇円

一百九十六 一〇八、三一〇円

一百九十七 一〇八、三一〇円

一百九十八 一〇八、三一〇円

一百九十九 一〇八、三一〇円

一百二十 一〇八、三一〇円

一百二十一 一〇八、三一〇円

一百二十二 一〇八、三一〇円

一百二十三 一〇八、三一〇円

一百二十四 一〇八、三一〇円

一百二十五 一〇八、三一〇円

一百二十六 一〇八、三一〇円

一百二十七 一〇八、三一〇円

一百二十八 一〇八、三一〇円

一百二十九 一〇八、三一〇円

一百三十 一〇八、三一〇円

一百三十一 一〇八、三一〇円

一百三十二 一〇八、三一〇円

一百三十三 一〇八、三一〇円

一百三十四 一〇八、三一〇円

一百三十五 一〇八、三一〇円

一百三十六 一〇八、三一〇円

一百三十七 一〇八、三一〇円

○金光委員長 ただいま中川刑事部長
が見えてる。そうであります。田中
警視総監を参考人として出席するよう
要求中でありますから、この際暫時休
憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時四十四分開議
○金光委員長 これより再開いたしま
す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○金光委員長 御異議なしと認めま
す。さよう決します。
吉田良子・主支吉三・吉野繁等各二つ
が、御異議ありませんか。

き、田中参考人より説明を伺います。

て、概略を御説明申し上げたいと存じ
ます。

二月十八日午後三時十五分ごろとおはしいころ、富士銀行千住支店東口通用門に白人の米兵らしい服装をした者でありますて、まだ米兵であるか、シリエリヤンであるか、その点が十分確証はされていないのでありますて、とにかく白人二名と日本人風の男、これも日系の米人であるか、二世であるか、日本人であるか、それも確認されないのでありますて、とにかく白人二名と日本人風の男、三名を乗せた、台のジープが立ちどまるとしているや。

この日本人風の男、これはちよどり銀行は午後三時に表門を締めまして、一般のお客の入るのを一応とめまして、中で整理をいたしておるのであります。南口のよろい戸を半分ほどおろしておきましたが、ちょうど三時十五分ごろ、南口によろい戸を半分ほどおろしておきましたが、ちよどり銀行は午後三時に表門を締めまして、一般のお客の入るのを一応とめまして、中で整理をいたしておるのであります。そこへよろい戸をくぐりまして四十五ミリ口径の拳銃を構内に侵入いたしたのであります。そしてただちに五分間ほど静かにしろとどなつたのであります。そして手を上げるということです。行員は非常に驚愕してうろたえているところへ、さらに他の二名——白人二名であります。一名は三十才くらいで、背の高さが五尺五寸ぐらい、コールマンひげをはやしておつたそうであります。いま一人は三十才前後で、これは少し背が高うございまして、五尺八寸くらい、非常に好男子であつたそうです。これらも口径四十五ミリの拳銃をかまえて侵入いたしました。その中の二名がつか／＼と黒田支店長のもとに歩いて来てホールド・アップをさせまして、うち一名の者が行員を脅迫して金庫に案内させて、格納されておりました約二百八十四万円ほどを強奪、これを持参しましたズック製の袋に急いで詰めました。またその日本人風の男は出納係の机上にあつた現金五万六千円を強奪、ボケットに入れて逃げたのであります。この際に石橋秀子という女の行員がすぐ机の下にありました非常ベル

を鳴らしまして——この非常ベルは千住消防署を通じておつたのであります。これを三回ほど鳴らしたわけでもあります。千住消防署の水村消防手ほか、一名が火災が起つたと直感しまして、まず水村消防士が火急いで現場に参りまして、防土がよろい戸をくぐつて中に入つたのです。そしてその三人は、とたんに、今言いまして日本人風の男にホールド・アップを命ぜられまして、いかんともすることができなかつたのであります。そして銀行前に集まつて来たのであります。当時この水村消防士らが火事と思つて飛んで来たために、その附近におつた人々が、何事ならんと思つて銀行前に集まつて来たのであります。そこで犯人らは、その道を明けさせれる意味におきまして、威嚇的に拳銃を一発発射いたしまして、ジープの窓をぶち抜いておるのであります。そして銀行からさらに左折いたしまして、間もなく右折して西新井橋方面へ逃走いたしたのであります。この拳銃を威嚇発砲したために、民衆が非常に驚きました。そして、そのうちの一名が、そこから約一千メートルほど離れておりました警察に、かけ足で事の急を通報いたしました。そこで警察といたしましては、ただちにその場にありましたジープに數名の制服警察官が搭乗いたしまして、その車を運転して銀行に行つたのであります。その際にはもうすでに逃走したあとであつたのであります。

が見ておつたけれども、手をむなしやうしたと、いうようなことが言われておるのあります。これは、そうでなくして、ちよどことは大師道の駕在所で、パトロール員がパトロールから帰つて来て、異常があつたとかないとかを電話によつて本署に連絡する場所になつておつたのであります。ちよど有阪部長と警巡査の二人がパトロールから帰つて参りまして、その駐在所に帰りつたところが、銀行の前に人だかりがしておるので、どうしたのかと思つてゐるところに、民衆の一人が、こういふことがあつたということを知らせてくれたのであります。両巡査は驚いて、急遽その旨を本署にとりあげて電話で通報をしたのであります。そして民衆に、今ジープが逃げたその方向はどうつかと言つたところが、千住大橋の方に向つて逃走したという知らせがあつたので、たまぐそこを通り合せましたトラックに頼みまして、そのトラックに便乗いたしまして、この有阪部長が追跡いたしました。ところが先ほど申し述べましたごとくに、ジープは間もなく右折して西新井橋の方に行つたのを知らずに、そのまま一直線に行きましたために、全然ジープの姿を発見することができませんので、むなしく手をこまねいてまた銀行までもつて参つたよなうな状況でござります。従いまして、二人の警察官が手をむなしゆうしておつたのではなくくて、時間的にもかような誤差がありましたので、この点を御説明申し上げておきたいと思います。

まして、同時にまた米人が加わつておつたということによりまして、ただちに C I D にも連絡いたしましたし、また車輛によって逃亡いたしておりましたので、近県方面にも手配をいたしました。それで、ただちにこうした自動車が来た場合には、すぐこれをとめてもらいたいと手配いたしましたのであります。

これより先、昨日のいろいろの調査によりますと、現場から二キロ半ほど離れておりました省電の前に、ちょうどこの一時半ころから三時近くまで、ジープと高級車が二台とまつておつたという目撃者が二、三名出て参つたのであります。そしてそのジープには目撃者が見たような風ていの男が、三人乗つておつたということがわかつて参つたのであります。

それから当日の午後三時半ころ、西新井橋から上手に江北橋といふのがございますが、その江北橋の付近を警視署中に、最初ジープが走つて参りまして、あとから高級車が参りまして、江北橋の手前に来たときに、高級車がサインを鳴らしたところが、前のジープが急停車しましたので、その高級車は追い抜いてこれまたとまつて、そしてジープの中から二人の者が出て高級車に乗りかえて行つたのを、西新井署の佐々木巡査部長が警視中に目撃いたしておるのです。そしてその後 CID からも調査官が参り、本部からも捜査官が参りまして、現在千住署に捜査本部とが共同捜査をいたしております。管下全体に手配をいたしましたと同時にまた車輛によつて逃亡いたしておりますので、近県方面にも手配をいたしました。

番号を記録しておきまして、巡視の帰途、西新井警察署のある派出所に立寄つたところが、今かような緊急手配が部長は、それではあのジープに運いなあつたということで、ただちに佐々木いというので、また現場に参りまして、そのジープがまだ遭難されていることを確認したのであります。その際に佐々木部長が瞬間的に、別にこうした犯罪が起るものとは全然予感なくして一応見ておつたために、その高級車がどういう番号であつたかということは、はつきり記憶いたしていないのでありますするが、同部長の目撃した瞬間に受けた感じからいたしまして、ある方はとしましては、相當専門的にこうしたこと前々から計画いたしておりまして、千住等は中小商工業者の多いところでありますと一応想像できるのでござります。それでこの犯行は私どもの見方としましては、相當専門的にこうしたこと前々から計画いたしておりまして、千住銀行を選んだのではないかと一応想像されるのであります。従つて、前からこうしたことが計画的に敢行されたのではないかと考えております。ことに犯人がいすれも手袋を着用いたしまして、指紋を現場に残さないようにしておることによつても、相當専門的に考えておる犯行と考えます。

なお犯行に使用いたしましたジープは、去る十七日午後十一時ごろ都内の築地の東劇前において、盜難にかかりましたものでありますて、逃走の際前面だけのナンバーをとりはずしておつたよろあります。また高級車も盗難品と

一応考えられるのであります。ただ新聞にも発表されました二一二三八八と二二三三八であるが、それも二ダッシュユーブライドでは確認されておるようあります。またこうした番号は、場合によつてはいつでも自由にとりかえられることになつておりますので、この高級車の番号のみをたよつて捜査することは、非常に危険を来すことになるのであります。

それからなおC I Dと警視庁並びに各県の自治体警察、国警と緊密なる連絡を保持いたしまして、近くモンタージュ写真を——この銀行内の目撲者の人談話、受けた感じ等を詳細に多数の人から聴取いたしまして、それによつて最も正しいと認められるモンタージュ写真を、これはもうすぐできると思つておりますが、これをC I D並びに警視庁管下はもちろんのこと、近県方面にも配付いたしまして、これによつていろいろと捜査いたしたいと考えております。

犯人はこの乗りかえた高級車に乗りまして、西新井、埼玉方面に逃走した可疑がござりまするので、主としてその方面に相当手配をして、厳重に捜査をいたしております。十九日十一時ころ栃木県の日光町小西旅館に、夜中の三時ころ米人二名が日本人一名をつれてセダンの自動車で宿泊した事實を探りまして、これをC I Dで調査いたしましたのでありますが、その後伊香保方面に走つたという知らせがあつたので、これもC I Dにおいて、また地元の警察において調査いたしましたところ

が、くだんの自動車とは全然違うことが確認をいたされたのであります。

なお本件の調査といたしましては、あるいはホテル、旅館その他の育春婦等の隣からも、いろ／＼と調査をいたしております次第であります。現在 M.P. 司令官が全国の M.P. 司令官に向つて手配をして、相当厳重に調査をせられておりますし、また警視庁を中心にして、全國の国警、自警に緊密なる連絡をとりまして、現在調査をいたしておる次第であります。

犯罪の発生並びにその後の経過状況は、大体以上のようなものであります。

それからなお本件捜査にあたりまして、いろ／＼日本の裁判管轄権につきまして問題があると思いますので、本件につきましては念のために申し上げておきたいと存じます。昭和二十五年十月十八日付で總司令部より、民事、刑事裁判権の行使に関する覚書が、日本政府に送られております。

その中に日本の当然正當なる職権を持つ官公吏、これは警察官並びに警察吏員であります。これが占領軍要員は左の二つの事情が同時に存在する場合に限つて、日本の法律執行當局によつて逮捕されるということになつております。その一つは占領軍警察官が現場に現に居合せない場合、占領軍警察官といいますから、これは M.P. であります。M.P. が現場に現に居合せなかつた場合、それから第二は、身体に対する危害または財産に対する重大なる損害を含む犯行、身体に対する危害と申しますのは、何か物をもつて傷害を与えるとか、強姦をするとか、あるいは射殺せんとするというような

相当重大なる危害でござります。した身体に対する危害または財産に重大なる損害を含む犯行あるいは犯行のおそれのある場合、これらの二つの状況のもとにおきましては、日本の警察官といえどもつかまえることができるております。そのつかまえる対象は第一は、各国の連合国の軍隊の構成員、第二は、連合国人にして占領軍に公に付属する者またはこれに付隨して占領軍業務に服する者、第三は、公務を帶びて日本に在住する連合国人、第四は、以上の者に随伴する親近家族及び被扶養者、これらの者が現に今申しまして二つの場合におけるような状態において犯罪を行いました行わんとする場合においては、日本警察官といえどもこれを逮捕することができますと、軍人のよなつております。従つて今度の富士銀行の場合を考えてみますと、軍人のよなつておりますがかりにこれが軍人軍属であると一応いたしておきまして、その場合におきまして、もし日本警察官がその場に行つた場合におきましては、占領軍警察官が現場に現に居合せておりません。それから場合によつては身体に危害もあるかもしれない、また財産に対する重大なる損害を含む犯行のおそれある場合といふことも該当いたしますので、当然これは現行犯として日本の警察官が逮捕できるのであります。なお今申しました四つのものに該当しない者つまり軍人軍属及びその家族にあらざる者につきましては、当然日本の警察官によつて犯罪の捜査をし、また令状によつてこれを逮捕することができるとつておるのと申しますのであります。また現に令状によつて

も持つておるような次第であります。そこで富士銀行支店におきまする犯行は、すでに本人らは逃げておるのであります。逃げておりますと、これがいわゆる現行犯ということではなくなりて、非現行犯容疑者ということになつて参るのであります。現にこれが軍人、軍属であることがはつきりしておりますならば、当然これは一応占領軍の警察によつて逮捕せねばならぬ。それからまたこれが軍人、軍属にあらざるものであるとするならば、これは当然日本の警察によつて捜査、逮捕ができる、もし逮捕せられた場合におきましては、ただちに身柄をもよりの占領軍当局に引渡さなければならぬといふことに相なつております。従つて現在のところ目撃者の談話、証言等からいたしますると、軍人のような服装をしておつたといふのでありますて、軍人であつたかあるいはふつうの米人が軍人のような服装をしておつたのであるか、その辺が十分に確認をいたされてないのであります。従つて現在のところあるいは軍人であつたならば、当然これは占領軍警察官憲によつて逮捕されねばなりませんし、またそうでない場合には、日本の警察官の令状によつて逮捕できるのでござります。まだその辺は十分に確認をされておりませんので、万全の措置を講じまして、現在占領軍警察当局並びに日本警察当局が緊密なる連絡をとりまして、いわゆる合同捜査ともいふ態勢を整えて、現在捜査に鋭意努力をいたしておるような次第でございます。

「立花委員、委員長、委員長」と

呼ぶ

○河原委員 本件は全国民にはなはだしき衝撃を与えたところの重要な案件でありまして、連合軍が現在の……。

「立花委員、委員長、不公平だ」と呼ぶ

○金光委員長 公平にやつております。御着席を願います。

○河原委員 本件に関して、現在の警察力が足りないことから、こうしたことになつたのか、また日本人でないからつかまえなかつたのかという点について、大きな疑惑を持つておるわけあります。

日本人であつても捕縛は困難であつたか、日本人でなかつたから逮捕されなかつたのか、この点について、いかようにお考へになつておるか伺いたいと思ひます。

○田中参考人 お答えいたします。もちろん犯人逮捕に対する警察官の心構えといしましては、相手が日本人であろうが、また日本人にあらざるものであろうが、犯人を逮捕する気持、またその熱意、努力につきましては、何らかわりはないのであります。ただ日本人である場合とそうでない場合との区別は、先ほど私が説明いたしましたごとに、搜査権の行使の上においても若干して、進駐軍要員等については、その

警察力が足りないことから、こうしたことになつたのか、また日本人でないからつかまえなかつたのかという点について、大きな疑惑を持つておるわ

けであります。田中警視総監は、

日本によつて同じような事件が白昼以後もたび／＼繰返されるおそれが、現在

の警察力をもつてしてはあるの

であります。

○田中参考人 お答えいたします。も

ういうふうに解してよろしいのでしょ

うか。その点伺いたい。

○田中参考人 とかくこういう事件は

類は類を呼ぶおそれがあるのでござい

まして、今までの経験によります

と、ある特殊の犯罪が行われますと、

それに類似したような犯罪がただちに

模倣的に行われるというような可能性

が非常に多いのであります。実は十六

日に京都市内におきまして、やはり銀

行ギヤングが起つたのであります。そ

してそのことを聞きましてすぐ次の十

七日に警視庁幹部と協議いたしまして

ただちに銀行その他の金融業者、その

他こうした犯罪の行はれると想像で

できるようなどころに連絡をとりまし

し得られましたところにより、こうい

うふうなことはぜひともこの行政協定

に織り込む必要があるといったふうな

特別な感じを持たれた点はありません

か。もあるとすれば、そういう点を

承りたいと思うのです。

○田中参考人 今回の事件は、ちょうど

どたま／＼行政協定が結ばれる直前に

起りました事件であります。この点

われ／＼はあらゆる点におきまして考

えさせられることが多々あるのでござ

ります。先ほど私が申し述べました昭

和二十五年の十月十八日付のメモラン

ダムでございますが、こうしたことは、

もちろんのこと、さらに具体的に申し

上げてここで意見を発表するまでには

至つておりませんが、これよりまさら

にいま少し広く解説いたしまして、い

まし一般民衆の生命、身体、財産の

保護が確実にできるような警察権の行

使の方策が協定されれば、非常に都合

がよいと考えております。ただいま私

がここで、しかばどういうふうにす

べ、今の段階におきまして、犯人が日

本人であるからどうだ、日本人にあら

がり同じような能力において犯人逮捕

ができるものと確信しております。や

はり同じような能力において犯人逮捕

国費を使つて捜査をやつしているのか。しかもその犯人がいつピストルを持つて目の前に出て来るかわかりませんが、それを日本警察官が逮捕できません。いとこうことでは、何のために莫大な国費を使つて捜査をやつしているのか。あなたの話を聞きますと、モンタージュ写真までつくつて、国警、自警が全部動員されてやつておるということになると、非常に重大な問題ですし、莫大な費用もいると思いますが、その十数万の警察官の中で佐々木部長一人だけしか逮捕できない、こういうことになりますと、とんでもないことだと思いますが、総監の言葉を聞いておりますと、そう解せざるを得ないと思う。きょうの新聞にも、總司令部のスボーカスマンが発表いたしておりますが、その連中が犯行をやり、しかもそれをつかまえることができないといふことになると、これは非常に重大な治安上の問題なんで、こういう点をどうお考えになつておるか。それからC.I.Dの方にも、この富士銀行支店のギヤングをやりました米兵の所属も氏名もわかつていないのである。あるいはわかつておつて、警視総監の方に知らされていないのか。合同捜査本部をお持ちだとおつしやいますが、合同捜査本部で、日本の警察官はそういう本質的なことも何も知らされないで、犯人の所属、氏名も何も知らされないで、たゞM.P.の下働きをやつているのか。この点をひとつ明確にしていただきたいと思います。それから脱走兵の三百人と申しますのは、これは脱走自体でも

【委員長退席、野村委員長代理着席】

○野村委員長代理　ちょっと御質疑される方にお願いいたしたいと思いますが、田中警視総監は都議会の関係で、数回にわたつて出席方を求められております。ただすべきところは十分ただしくていただかなければならぬと思いますが、時間の関係もありますので、御了承の上で御質疑を願いたいと思います。

○田中参考人 第一の、現在では米兵かしからざるか不明だから逮捕ができるない、これは先ほど何回も私が申し上げましたごとく、米兵であるということがわかれれば、当然日本には捜査権はないと思うのですが、米兵が何かわからぬので、やはり日本の警察が捜査できることになつておるのであります。

○立花委員 米兵だつたら、捜査権もないのですか。

○田中参考人 捜査権も、今のところはないわけです。向うから何か特別に、捜査に対しても協力してもらいたい、ということになれば、こちらとしては当然捜査することができるだらうと思いますが、軍人、軍属に対しては、捜査権も逮捕権もないわけであります。それから脱走兵のお話が出たのであります、これはC I Dの方から、犯人の名前なんかは全然私の方に通知を受けておりません。もし通知を受けておつたら、逮捕はきわめて容易だらうと思いますが、C I Dの方にも、だれがやつたかということがわかつておりませんので、従つて私の方に氏名を連絡する方法がないわけであります。

それから本質的に知らされないのかどうかという問題であります、従来は非常に緊密に連絡をとりまして、もしそういうようなことがありますとたなれば、ただちにこういう者が、こういふところで、こういう犯罪を犯したか

ら、参考のために連絡するということは、私どもの方にもときどき必要がある。されば連絡をつけている場合があるのでありますし、従つて C.I.D.の方で、あります。だ今度の犯人については、全然だれがやつたかという手がかりがありますが、私どももその脱走兵の心配をいたしておりますが、ただその脱走兵の機密もございまして、また脱走兵がやつたかどうかと、今後のことにつきましては、非常に心配いたしておりますが、兵の氏名を、いろいろ軍の機密もございまして、いましようから、私の方には全然知らされておりません。

それから、先ほども申しましたところ、軍人、軍属であつても、特に何かが犯罪を犯すのではないかという心配がありますが、私どももその脱走兵の心配をしておりますが、もし氏名等がわかつて、必ずかんじんの犯人が何のなにがでありますということがわからぬために、非常に捜査上双方とも不便を來しておるようなわけであります。

○立花委員 委員長も時間がないとおつやつておるのでですが、だからもよろしくお聞きたいと考へておりますが、まだかんじんの犯人が何のなにがでありますということがわからぬために、

発言順序の問題を言いましたので、で
きるだけきようは警視監督にゆっくり
おつていたくように、委員長から頼
んでおいていただきたいと思います。
それで、氏名がわからないから、結局
向うからの依頼もないし、あなたの方
から要請もできない。そういうことにな
つておるから逮捕もできない。逮捕
できないのだから、いつまでもつかま
らない。従つて日本の警察は何をして
おるかわからないということになるの
ですが、氏名がわからなければ何もで
きないといふのではなくて、犯人を日
本の警察官が目撃しており、明白なん
だから、また合同捜査本部まで説けて
おるのだから、その合同捜査本部の両
方の官憲が逮捕するようすべしが私
は当然だと思います。なぜそれが氏名
がわからないといふ簡単な理由ででき
ないのであるから、なぜあなたの方から要請さ
れないのか、あなたの方では佐々木巡
査が少くとも目撃しているのだから、
それに基いてやはり逮捕権、捜査権を
主張すべきだと思います。そうしない
と、さつき言いましたように十二万の
警察官がおりましても、佐々木巡査が
ただ一人しか逮捕できない。結局この
犯人を目の前に見ても、逮捕できない
ということになりますので、この点は
ひとつ明白にしていただきたいと思う
のです。白人であるとかわかつてお
るし、軍人軍属あるいはその親近者あ
るいはそれ以外の者がとことん、こ
の二つしかないのです、どつちでもいい
からつかまえたらいいのじやないか。
だから名前がわかつておらないから、
とつつかまらないといふのではなく
に、重大な犯罪を犯しているのですか
に、どうらざらう。二、合同捜査本部

で逮捕できるようになるのが当然だと
思うのです。その点監視監視はどうお
考えですか。

○田中参考人　よくわかりました。氏
名が不明だと申しますのは、占領軍警
察当局で氏名を隠しているのではない
のでありますと、向うでもどういう者
であるかモントージュ写真が手に入り
ましたならば、全部一々該当者を調査
するだらうと思います。どういう者が
やつたのではないか、あるいは當時東
京にいなかつた者とか、そういうもの
をC.I.D.の方でも、日下鏡意調査中で
あります。もしそれがわかれれば、当然
日本の警察の方にこういう者だといふ
ことを知らしてくれるだらうと考えて
おります。従つてもしそれが参りまし
たら、C.I.D.の方もこちらの方も、捜
査が非常に容易にできるのではないか
といふふうに考えております。いま一
つ佐々木巡査の件についてお話をあり
ましたが、私は參議院では佐々木巡査
のことにつきましては、申し述べてお
りません。これは私の方の事務当局が
あるいは新聞社に発表したことである
かどうか、この点は私自身もまだこう
したことのあるかどうかということは
考えておりませんので、この点だけは
御了承願います。

○立花委員　そうなりますと、日本に
は軍人軍属関係の白人がたくさんおる
わけです。これはアメリカ人とは限つ
ております。それが何か犯罪を犯し
ました場合に、名前がわからない以上
は、日本の警察はちつとも手が得出せな
いということになるのですが、これは
重大な問題だと思います。いつ白人が
どんな犯罪を犯すかわからないので
す。日本の財産あるいは身体に対しま

して、重大な犯罪を犯しました場合に、氏名がわからない以上は、これが軍人であろうとなからうと、氏名がわからないというだけで、外人の犯罪は一切日本で捜査もできなければ、逮捕もできない、こういうことになりますが、こういうことであつてもいいのかどうか。こういうことになりますと、日本の治安といふものはまったく保てない。これ以上不安なことはないと思う。白人の中にもいやつばかりはおりませんので、悪い白人もたくさんおる。それが何をやつても、その氏名がわからなければ一切捜查できない。そういうことになりましたら、とんでもないことだと思うのですが、一体どうなのです。

○田中参考人 それは立花さんの非常な誤解でありまして、軍人軍属ではない者は、日本人と同等になるわけです。

日本人と同様にできるわけです。(立花委員「わからないじやないか」)いや、氏名がわからなくなるとも、一応容疑者として逮捕令状をとつて、犯罪の捜査並びに逮捕ができるわけです。ただ軍人軍属については、さうには参つておりませんが、そうでない場合は、日本の法律執行当局によつて逮捕ができることになつております。

○立花委員 今度の場合でも、つかまえてみなければ軍人が軍属かわからぬいでしよう。そうでしょう。軍人軍属は、日本の法律執行当局によつて逮捕りませんか。その場合にとつかまつてることができるならば、今度つかまつつかまえることはできないじやあります

せんか。軍人、軍属ということが明白になつていいのだから、これはとつつかまえることができない。その場合にその白人の身分なり氏名なりがわからなかつたらつかまえられない。そうになりますと、日本に譲和たくさん自分が来て犯罪をやりました場合に、片一方に進駐軍がある、こうなりますと、すべての白人の犯罪が、その身分が明確になるまで、どんな犯罪を犯しても捜査できないということになるのじやありませんか。

とが必要であろう、こういうふうに私は考えております。

○佐藤(総)委員 関連して簡単に伺いたします。逮捕状の発行要件が、法律に規定されておるのですから、犯人が現に犯行を行つた場合においては、逮捕状なくして逮捕できるが、もうその場から逃げてしまつた以上は、軍人の場合は別でけれども、軍人以外の者であつても、また日本の一般人といえども、犯罪を犯した場合においては、逮捕状の発行を要するのはまことに思つてゐる。だから逮捕状なくしては捕獲できないはずであるから、まあ御理解なことを言つていいわけじゃないと思ふ。要するに先ほど來の御説明で、もうだれでも行きあたりばつたりつかまえるということができるないのは、もつともだと思う。だが特に御注意願いたいことは、要するに逮捕状は、どんな容疑者であろうと、なるべく逮捕状を要求されて捜査願いたい。それの要件を備えて、早く、一通の逮捕状でなくして、なるべく例外のあの規定によつて、数通発行できるよう逮捕状を要求されて捜査願いたい。それ以外にはないのです。いくら繰返しても、逮捕状の発行要件が法律できまつてゐるので、その点できるだけ手配をしてやつていただきたいということを申し上げるよりほかないと思います。

○田中参考人 逮捕状につきましては、十分に万全の措置を講じて、捜査に努力いたしたいと存ります。

○野村委員長代理 門司亮君。

○門司委員 この機会にごく簡単に田中さんにお聞きをおきますが、今の議論を聞いておりますと、われわれがよつおかしなところがあります。その点だけを聞きただしておきたいと思い

ますが、軍人と軍人があらざる者とのことは、先ほどのあなたのからの御説明通りだと思います。同時に検査権、遠捕権の問題も同じだと思いますが、万一日本の警察官が、あるいは軍人でありますても、これが犯人に間違いないという断定ができたときに、これを逮捕した場合に、一体日本のお警察官に対するどういう处罚があるということが明示せられておるかどうか、一応お聞きしておきたい。

○田中参考人　軍人軍属でありますて、日本の警察官がこれを逮捕したという場合は、メモランダムの趣旨と違つた手続によつてやつたということではありますから、逮捕じたことは決して悪いことじやありませんので、逮捕することは事実上できるかもしませんが、ただ法律上の将来の問題が発生するおそれがありますから、この際につきましては、十分に正しい手続によつて逮捕するような措置を講ずる必要があるのではないかと思います。(きわめて抽象的)でありますて、御了解になるのは非常に困難だと思ひますが、たとえばある温泉に駐屯軍の現行犯がおつた。そこまでまたこれが逃げようとするといふときに、ただちに警察官が行つてやるもの一つの手であるかもしれないませんが、それではこのメモランダムの趣旨に反しますので、ただちに沿道のM.P.に連絡をとつて、途中において扼して逮捕する、あるいはただちに関係署に連絡をとつて、その自動車の番号とか特徴その他を全部言つて、あとから追尾して行き、それによつて適当なところでチエックして逮捕するといふようなことで、できるだけメモランダムの趣旨に沿うよう警察において可

能な範囲内において、最善の処置をとつて行くというよりはかないのではなかつた。しかし何としてもそれでなかつたらだめだというときには、またそれはそれとしての何らかほかの方法をとるほかなかろうと思ひます。まあやつたら、ただちに警察が処罰されると何か何とかいうものではなかろうと思ひます。ただ現在占領下でありますから、いろいろむずかしい問題が発生するおそれがありますので、なるべくそうしたトラブルを起きぬような方法でつかまえることが、警察としては最善の措置ではないかと、かように考えております。

○門司委員 私のさつきお聞きいたしましたのは、覚書にそういうことが書いてないから、たたその書いてある範囲内で行わなければならぬということになつて参りますと、さつきの総監のお話のように、目の前に確実にそれだと思う者がおつても、逃亡する危険性が相當あります。おそらく逮捕は困難だと思う。パトロールその他が十分あるところならよろしくござりますが、M.P.が必ずしもその場所にいるわけでもありませんし、また連絡がとれるわけでもない。従つて日本の警察官は、みす／＼犯人だということがはつきりしておつても、逮捕することができきないということは非常に困ると思う。私は、もし覚書にそういうことが書いてないとするならば、当然日本の警察の立場にある人は、連合軍との了解事項の上において、その手続をとらることは至当だと考へる。私はそれらのことはやれると思う。それはできるというのではなくて、事件がす

に起つておりますので、この事件に対してこういう行動をとるという了解事項のもとにおいて言えば、アメリカその他もそうやかましいことは言わぬと私は思う。こういつた処置を総監としてとられるお考へがあるかどうか。これは総監にお聞きしても無理であつて、木村さんにでも来てもらつて聞いて方があつた方がいいと思いますが、しかし一応総監のお考へがありますするならば、この機会にお聞かせを願いたいと思ひます。

○田中参考人 この点につきましては、メモランダムというのがありまするので、現在の段階におきましては、この範囲内において警察としてできるだけの可能な範囲において、適切なる措置によつて、犯人を早急に的確に逮捕するということに努力するよりほかなかろうと思つておりますが、ただ今後問題といたしますて、條約効力の場合における行政協定等においては、われ／＼も今度の事件について大いに考へさせられるところがありますので、こういった点につきましては、ひとつそれ／＼意見を立て、適当な手続によつて、それが上級に上申していただけます。従つて私が総監にお願いするには、ぜひひとつそういう努力をしていただきたいと考えております。

○門司委員 どうも私はそれがわかるが、この問題について、この次の機会に法務総裁に来ていただきまして、そういう法的根拠あるいは向うとの関連について、もう少し私は聞きたいと思ひますので、ぜひひとつ法務総裁を呼んでいただくよう委員長にお願い申し上げます。

○田中参考人 ただいまの御意見まさに私はごもつともと考へております。なお私どもいたしましても十分研究いたしまして、さつそくこういふ点につきまして、進駐軍当局の方にも連絡をとつてみたいと考えております。

○野村委員長代理 今門司委員からも御要望がありましたこと、最近治安関係において、その重要性は各位が非

ではそれくらいの御熱意があつても、常に関心を持つておるところだと思ひます。関係大臣なり参考人もまた出席を求めて、質疑の通告が他にもござい

ますので、さらにその機会に残余の質疑を行いたいと思います。本日はこれをもつて散会いたします。

午後一時七分解散会

昭和二十七年二月二十七日印刷

昭和二十七年二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所